評価員報告書の様式

　評価員報告書は、自己評価書の書面調査結果として、実地調査に先立ち、各評価員から主査に提出されるもので、表計算ソフトを用いて作成される。本文書は、表計算ソフト文書の様式を説明したものである。

**【第1シート：使い方】**

* 書面調査における表計算ソフト文書の使用法(評価記号の選択／フィルタ機能／根拠・指摘事項は512文字まで等)を説明する。

**【第2シート：表紙・基本情報】**

* 評価員報告書の表紙となるシートである。
* 内容は以下のとおり。
(1) 標題：評価員報告書
(2) 専攻名称：○○専攻
(3) 学位名称：○○修士(専門職)
(4) 作成者氏名：○○○○
(5) 作成日：○○年○○月○○日

**【第3シート：評価結果と指摘事項】**

* 書面調査の結果を「評価員番号×評価項目×評価×根拠・指摘事項」からなる表として作成する。評価項目を含む具体的な様式を次ページ以降に示す。
* 評価員番号は主査が各評価員に割り当てる。各評価員は、割り当てられた記号を記入する。
* 評価項目のうち、標準フォントで示されているものは、原則として5段階で評価を与える。ただし、定められた内容に関する措置が講じられていることが望まれる項目（｢…に努めていること｣等）については、上記のうちD（欠陥）を除く4段階で評価する。ただし、定められた条件に該当しない場合には、評価を「－(該当なし)」とし、その項目を評価対象としない。下線つき太字フォントで示されているものは、その評価項目のサブ項目の評価を総合して、評価を与える。
* 根拠・指摘事項には、評価を与えた具体的根拠および指摘事項等を記入する。
* 主査が行なう評価員報告書のとりまとめ作業は、各評価員が提出した記入済みの第3シートを1つのワークシートにまとめ、表計算ソフトのフィルタ機能等を活用して行なう。

| 評価員番号 | 番号 | 評価項目 | 評価 | 根拠・指摘事項 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1 | 基準１：専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開 |  |  |
|  | **1(1)** | **専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。** |  |  |
|  | 1(1)[1] | 専攻の使命・目的は、専門職大学院が担う法令上の目的に適ったものであること。 |  |  |
|  | 1(1)[2] | それが、社会の要請を踏まえて定められていること。 |  |  |
|  | 1(1)[3] | それを、学則等で明確に定めていること。 |  |  |
|  | 1(1)[4] | それを、学生・教員および社会に広く公開していること。 |  |  |
|  | **1(2)** | **修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。** |  |  |
|  | **1(2)[1]** | 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められていること。 |  |  |
|  | **1(2)[2]** | それを、学生・教員および社会に広く公開していること。 |  |  |
|  | **1(3)** | **専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(ⅵ)が含まれていること。****また、当該専攻がその特色として、(i)～(ⅵ)以外の知識、能力を修得･涵養させているときには、これを明示していること。** |  |  |
|  | 1(3)[1] | 高度な専門職業人の育成を目的として、下記の要件(i)～(vi)を満たす学習・教育目標が明確であること。 |  |  |
|  | 1(3)[1](i) | 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力 |  |  |
|  | 1(3)[1](ii) | 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力 |  |  |
|  | 1(3)[1](iii) | 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養 |  |  |
|  | 1(3)[1](iv) | 継続的に学習できる能力 |  |  |
|  | 1(3)[1](v) | 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネージメント力などの社会・人間関係スキル |  |  |
|  | 1(3)[1](vi) | 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度 |  |  |
|  | 1(3)[2] | 学習・教育目標に社会の要請を反映していること。 |  |  |
|  | 1(3)[3] | 学習・教育目標を、適切な時期に学生・教員に周知していること。 |  |  |
|  | 1(3)[4] | 当該専攻がその特色として、(i)～(ⅵ)以外の知識、能力を修得･涵養させているときには、これを明示していること。 |  |  |
|  | **1(4)** | **研究科及び専攻（以下「研究科等」という）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。** |  |  |
|  | 2 | 基準２：学生受け入れ方法 |  |  |
|  | **2(1)** | **学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、入学者の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。** |  |  |
|  | 2(1)[1] | 学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、アドミッションポリシーを明確に設定し、それを学内外に公開していること。 |  |  |
|  | 2(1)[2] | そのアドミッション・ポリシーを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。 |  |  |
|  | 3 | 基準３：教育方法 |  |  |
|  | **3(1)** | **教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。** |  |  |
|  | **3(1)[1]** | 専攻の教育課程の編成および実施に関する方針であるカリキュラム・ポリシーを定めていること。 |  |  |
|  | **3(1)[2]** | **それを、学生・教員および社会に広く公開していること。** |  |  |
|  | **3(1)[3]** | カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。 |  |  |
|  | **3(2)** | **学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。** |  |  |
|  | 3(2)[1] | 学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計していること。 |  |  |
|  | 3(2)[2] | カリキュラムを、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。 |  |  |
|  | **3(3)** | **カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。** |  |  |
|  | 3(3)[1] | カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。 |  |  |
|  | 3(3)[2] | 各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。 |  |  |
|  | **3(4)** | **カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。****また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。****なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。** |  |  |
|  | 3(4)[1] | カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。 |  |  |
|  | 3(4)[2] | シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示していること。 |  |  |
|  | 3(4)[3] | シラバスに従って教育および成績評価を実施していること。 |  |  |
|  | 3(4)[4] | 成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。 |  |  |
|  | **3(5)** | **学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。** |  |  |
|  | 3(5)[1] | 学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築に努めていること。 |  |  |
|  | 3(5)[2] | 学生および教員への仕組みの開示に努めていること。 |  |  |
|  | 3(5)[3] | その仕組みに従った活動の実施に努めていること。 |  |  |
|  | 3(6) | 授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。 |  |  |
|  | 3(7) | 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。 |  |  |
|  | **3(8)** | **一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。****夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。** |  |  |
|  | 3(8)[1] | 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。 |  |  |
|  | 3(8)[2] | 夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。 |  |  |
|  | 3(9) | 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。 |  |  |
|  | 3(10) | 通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。 |  |  |
|  | **3(11)** | **国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。****また、実習等の計画・指導･成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。** |  |  |
|  | 3(11)[1] | 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。 |  |  |
|  | 3(11)[2] | 実習等の計画・指導･成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。 |  |  |
|  | 4 | 基準４：教育組織 |  |  |
|  | **4(1)** | **教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。** |  |  |
|  | 4(1)[1] | 教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有していること。 |  |  |
|  | 4(1)[2] | それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。 |  |  |
|  | **4(2)** | **カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。** |  |  |
|  | 4(2)[1] | カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員が存在していること。 |  |  |
|  | 4(2)[2] | 事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。 |  |  |
|  | 4(3) | 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。 |  |  |
|  | 4(4) | 専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。 |  |  |
|  | 4(5) | 法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。 |  |  |
|  | 4(6) | 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。 (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者 (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者 (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者 |  |  |
|  | **4(7)** | **専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。** |  |  |
|  | 4(7)[1] | 専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。 |  |  |
|  | 4(7)[2] | 実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。 |  |  |
|  | 4(8) | 主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。 |  |  |
|  | 4(9) | 専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。 |  |  |
|  | **4(10)** | **専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。** |  |  |
|  | 4(10)[1] | 専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。 |  |  |
|  | 4(10)[2] | 専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。 |  |  |
|  | 4(11) | 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。 |  |  |
|  | **4(12)** | **2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。** |  |  |
|  | 4(12)[1] | 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。 |  |  |
|  | 4(12)[2] | それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。 |  |  |
|  | **4(13)** | **教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って採用･昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。** |  |  |
|  | 4(13)[1] | 教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。 |  |  |
|  | 4(13)[2] | それに従って採用･昇格および評価を実施していること。 |  |  |
|  | 4(13)[3] | 評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。 |  |  |
|  | **4(14)** | **カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。** |  |  |
|  | 4(14)[1] | カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があること。 |  |  |
|  | 4(14)[2] | それに従って活動を実施し、有効に機能していること。 |  |  |
|  | **4(15)** | **教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。** |  |  |
|  | 4(15)[1] | 教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があること。 |  |  |
|  | 4(15)[2] | それを当該専攻に関わる教員に開示していること。 |  |  |
|  | 4(15)[3] | それに従って活動を実施し、有効に機能していること。 |  |  |
|  | **4(16)** | **職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。** |  |  |
|  | 4(16)[1] | 職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があること。 |  |  |
|  | 4(16)[2] | それを当該専攻に関わる職員に開示していること。 |  |  |
|  | 4(16)[3] | それに従って活動を実施し、有効に機能していること。 |  |  |
|  | 5 | 基準５：教育環境 |  |  |
|  | 5(1) | 学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。 |  |  |
|  | **5(2)** | **夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。** |  |  |
|  | 5(2)[1] | 夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。 |  |  |
|  | 5(2)[2] | 学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。 |  |  |
|  | 5(3) | 専任教員に対して研究室を備えていること。 |  |  |
|  | 5(4) | 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。 |  |  |
|  | 5(5) | 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。 |  |  |
|  | 5(6) | 大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。 |  |  |
|  | 5(7) | 学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。 |  |  |
|  | **5(8)** | **学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。****また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。** |  |  |
|  | 5(8)[1] | 学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあること。 |  |  |
|  | 5(8)[2] | その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。 |  |  |
|  | 5(8)[3] | それに従って活動を実施し、有効に機能していること。 |  |  |
|  | 5(8)[4] | 通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。 |  |  |
|  | 6 | 基準６：学習・教育目標の達成 |  |  |
|  | **6(1)** | **学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれに従って修了認定を実施していること。** |  |  |
|  | 6(1) [1] | 学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められていること。 |  |  |
|  | 6(1) [2] | それを、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。 |  |  |
|  | 6(1) [3] | それに従って修了認定を実施していること。 |  |  |
|  | 6(2) | 修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。 |  |  |
|  | **6(3)** | **在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。** |  |  |
|  | 6(3)[1] | 在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。 |  |  |
|  | 6(3)[2] | その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。 |  |  |
|  | 6(4) | 当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。 |  |  |
|  | 6(5) | 授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。 |  |  |
|  | 7 | 基準７：教育改善 |  |  |
|  | 7(1) | 当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。 |  |  |
|  | **7(2)** | **点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。** |  |  |
|  | 7(2) [1] | 点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含むこと。 |  |  |
|  | 7(2) [2] | 点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。 |  |  |
|  | 7(3) | 定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。 |  |  |
|  | **7(4)** | **定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。** |  |  |
|  | 7(4)[1] | 定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあること。 |  |  |
|  | 7(4)[2] | 有効な活動の実施に努めていること。 |  |  |
|  | 8 | 基準８：特色ある教育研究活動 |  |  |
|  | 8(1) | 特色ある教育研究の進展に努めていること。 |  |  |

書面確認書の様式

　書面確認書は、自己評価書の書面調査結果として、実地調査に先立ち、評価チームから専攻に送付されるもので、表計算ソフトを用いて作成される。本文書は、表計算ソフト文書の様式を説明したものである。

**【第1シート：使い方】**

* 書面調査における表計算ソフト文書の使用法(評価記号の選択／フィルタ機能／根拠・指摘事項は512文字まで等)を説明する。
* 評価チームから専攻に送付する際には、このシートは削除する。

**【第2シート：表紙・基本情報】**

* 書面確認書の表紙となるシートである。
* 内容は以下のとおり。
(1) 標題：書面確認書
(2) 専攻名称：○○専攻
(3) 学位名称：○○修士(専門職)
(4) 作成者氏名：○○○○(評価チーム主査)
(5) 作成日：○○年○○月○○日

**【第3シート：評価結果と指摘事項】**

* 書面調査の結果を「番号×評価項目×評価×根拠・指摘事項」からなる表として作成する。評価項目を含む具体的な様式を次ページ以降に示す。
* 評価項目は原則として5段階で評価を与える。ただし、定められた内容に関する措置が講じられていることが望まれる項目（｢…に努めていること｣等）については、上記のうちD（欠陥）を除く4段階で評価する。ただし、定められた条件に該当しない場合には、評価を「－(該当なし)」とし、その項目を評価対象としない。
* 基準1および基準3～7のそれぞれについて、基準全体として評価と根拠・指摘事項を取りまとめて記入する。（注：基準2および基準8は項目が1つしかないため、基準全体としての取りまとめは必要ない）
* 根拠・指摘事項には、評価を与えた具体的根拠および指摘事項等を記入する。

| 番号 | 評価項目 | 評価 | 根拠・指摘事項 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 基準1　使命・目的および学習・教育目標の設定と公開 |  |  |
| 1(1) | 専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。 |  |  |
| 1(2) | 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。 |  |  |
| 1(3) | 専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(ⅵ)が含まれていること。(i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応　　用できる能力(ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力(iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養(iv) 継続的に学習できる能力(v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネージメント力などの社会・人間関係スキル(vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度また、当該専攻がその特色として、(i)～(ⅵ)以外の知識、能力を修得･涵養させているときには、これを明示していること。 |  |  |
| 1(4) | 研究科及び専攻（以下「研究科等」という）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。 |  |  |
| 2 | 基準2　学生受け入れ方法 |  |  |
| 2(1) | 学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、入学者の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。 |  |  |
| 3 | 基準3　教育方法 |  |  |
| 3(1) | 教育課程の編成および実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。 |  |  |
| 3(2) | 学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。 |  |  |
| 3(3) | カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。 |  |  |
| 3(4) | カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけではなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。 |  |  |
| 3(5) | 学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。 |  |  |
| 3(6) | 授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。 |  |  |
| 3(7) | 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。 |  |  |
| 3(8) | 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、３５週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として１０週または１５週にわたる期間を単位としたものとなっていること。夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。 |  |  |
| 3(9) | 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。 |  |  |
| 3(10) | 通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。 |  |  |
| 3(11) | 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。また、実習等の計画・指導･成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。 |  |  |
| 4 | 基準4　教育組織 |  |  |
| 4(1) | 教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。 |  |  |
| 4(2) | カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。 |  |  |
| 4(3) | 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。 |  |  |
| 4(4) | 専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。 |  |  |
| 4(5) | 法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。 |  |  |
| 4(6) | 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。(i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者(ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者(iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者 |  |  |
| 4(7) | 専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。 |  |  |
| 4(8) | 主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。 |  |  |
| 4(9) | 専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。 |  |  |
| 4(10) | 専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。 |  |  |
| 4(11) | 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。 |  |  |
| 4(12) | 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。 |  |  |
| 4(13) | 教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って採用･昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。 |  |  |
| 4(14) | カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。 |  |  |
| 4(15) | 教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。 |  |  |
| 4(16) | 職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。 |  |  |
| 5 | 基準5　教育環境 |  |  |
| 5(1) | 学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。 |  |  |
| 5(2) | 夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。 |  |  |
| 5(3) | 専任教員に対して研究室を備えていること。 |  |  |
| 5(4) | 科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。 |  |  |
| 5(5) | 2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。 |  |  |
| 5(6) | 大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。 |  |  |
| 5(7) | 学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。 |  |  |
| 5(8) | 学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。 |  |  |
| 6 | 基準6　学習・教育目標の達成 |  |  |
| 6(1) | 学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれに従って修了認定を実施していること。 |  |  |
| 6(2) | 修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。 |  |  |
| 6(3) | 在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。 |  |  |
| 6(4) | 当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。 |  |  |
| 6(5) | 授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。 |  |  |
| 7 | 基準7　教育改善 |  |  |
| 7(1) | 当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。 |  |  |
| 7(2) | 点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。 |  |  |
| 7(3) | 定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。 |  |  |
| 7(4) | 定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。 |  |  |
| 8 | 基準8　特色ある教育研究活動 |  |  |
| 8(1) | 特色ある教育研究の進展に努めていること。 |  |  |

評価チーム報告書の様式

　評価チーム報告書は、実地調査終了後、評価チームから認証評価委員会へ送付されるもので、その一部は表計算ソフトを用いて作成される。本文書は、同文書の様式を説明したものである。

**１．評価チーム報告書の構成**

　評価チーム報告書は、次の内容で構成される。

* 評価チーム報告書に関する基本情報
* 評価チームの専攻に対する総合的な所見
* 書面調査および実地調査の行動記録
* 「評価項目×評価×根拠・指摘事項」からなる表

このうち、「評価項目×評価×根拠・指摘事項」からなる表は、機構の提供する表計算ソフト文書の様式で作成される。

**２．評価チーム報告書に関する基本情報**

　評価チーム報告書の表紙にあたるもので、次の内容で構成される。

* 標題：評価チーム報告書
* 専攻名称：○○専攻
* 教育機関名称：○○大学大学院
* 学位名称：○○修士(専門職)
* 評価チーム主査：○○○○
* 評価チーム委員：○○○○／○○○○／○○○○／○○○○
* 提出日：○○年○○月○○日

**３．総合的な所見**

　評価チームの専攻に対する総合的な所見を記述する。総合的な所見は、次の内容で構成される。

* 適格認定の可否　(　適合　あるいは　不適合　)
* 可否の判断根拠
* 「評価項目×評価×根拠・指摘事項」に表わしにくい全般的な長所・問題点・コメント

**４．書面調査および実地調査の行動記録**

　書面調査および実地調査の行動記録を記述する。専攻ならびに評価チームメンバーへの初連絡から、本報告書の認証評価委員会送付までを、時系列に可能なかぎり詳細に記載する。

**５．「番号×評価項目×評価×根拠・指摘事項」からなる表**

　書面確認書を作成するために機構が提供する表計算ソフト文書の様式を用いて作成する。様式は書面確認書の【第3シート：評価結果と指摘事項】と同一である。

認証評価報告書の様式

認証評価報告書は、最終的な評価結果を認証評価機関から専攻に対して送る文書であり、その一部は表計算ソフトウェアを用いて作られる。認証評価報告書の送付に先立って，その案が認証評価委員会から専攻に提示される。ここでは，この認証評価報告書およびその案に用いる様式を説明する。

**１．認証評価報告書の構成**

　認証評価報告書は、次の内容で構成される。

* 認証評価結果に関する基本情報
* 認証評価の結果
* 「評価項目×評価×根拠・指摘事項」からなる表

このうち、「評価項目×評価×根拠・指摘事項」からなる表は、機構の提供する表計算ソフト文書の様式で作成される。

**２．認証評価結果に関する基本情報**

　認証評価報告書の表紙にあたるもので、次の内容で構成される。

* 標題：認証評価報告書
(認証評価結果の案にあっては、認証評価報告書(案)と記す。)
* 専攻名称：○○専攻
* 教育機関名称：○○大学大学院
* 学位名称：○○修士(専門職)
* 提出日：○○年○○月○○日

**３．認証評価の結果**

　専攻に対する認証評価の結果を記述する。認証評価の結果は、次の内容で構成される。

* 適格認定の可否
* 可否の判断根拠
* 「評価項目×評価×根拠・指摘事項」に表わしにくい全般的な長所・問題点・コメント
* 以降の手続きの案内
認証評価報告書(案)にあっては、意見申立、異議申立の権利があることを説明する。
認証評価報告書にあっては、以下の事項を説明する。
　(1) 認証評価報告書を公開し、文部科学大臣に報告すること。
　(2) 認証評価の結果、適格認定を行った申請大学に対して、認定証を交付すること。
　(3) 適格認定を行った専攻にあって、「W（弱点）」(「C（懸念）」)の指摘をうけた場合は、
　　　2年以内の改善報告書提出が義務づけら(推奨さ)れること。

**４．「番号×評価項目×評価×根拠・指摘事項」からなる表**

　評価員報告書を作成するために機構が提供する表計算ソフト文書の様式を用いて作成する。様式は評価員報告書の【第3シート：評価結果と指摘事項】と同一である。

認証評価申請書の様式

**１．まえがき**

　本文書は、認証評価申請書の様式について解説するものである。

　本認証評価を受けようとする専攻は、認証評価申請書を機構に提出する。

**２．認証評価申請書の構成**

　認証評価申請書は、以下の内容で構成される。

* 標題：認証評価 申請書
* 専攻名称：○○専攻
同英語表記：○○○○○
* 教育機関名称：○○大学大学院
同英語表記：○○○○○
* 学位名：○○修士(専門職)
同英語表記：○○○○○
* 申請日：○○年○○月○○日
* 責任者(連絡先)：
(1) 氏名： ○○○○○
(2) 所属・職名：○○○○○・○○○○○
(3) 郵便番号：○○○○○
(4) 住所：○○○○○
(5) 電話番号：○○○○○
(6) ファックス番号：○○○○○
(7) メールアドレス：○○○○○

意見申立関係文書の様式

**１．まえがき**

　本文書は、意見申立ならびに意見申立に対する回答の様式について解説するものである。

　意見申立は、認証評価報告書(案)をうけとった専攻が、同文書における事実誤認および誤記等に関する意見を申し立てるものである。意見申立をうけた認証評価委員会は、その採否を審議し、採否の結果とその理由を意見申立に対する回答として、専攻に通知する。

**２．意見申立の構成**

　意見申立は、以下の内容で構成される。

* 標題：認証評価報告書(案)に対する意見の申立
* 専攻名称：○○専攻
* 教育機関名称：○○大学大学院
* 提出日：○○年○○月○○日
* 該当箇所：　　　　(複数ある場合は、本項以下を繰返す。)
(1) 基準項目：基準○(○) ○○○○○
(2) 評価項目：○○○○○
(3) 評価：○
(4) 根拠・指摘事項：○○○○○
* 該当箇所に対する意見：○○○○○○○○○○
* 根拠資料：○○○○○

**３．意見申立に対する回答の構成**

　意見申立に対する回答は、以下の内容で構成される。

* 標題：意見申立に対する回答
* 該当箇所：　　　　(複数ある場合は、本項以下を繰返す。)
(1) 基準項目：基準○(○) ○○○○○
(2) 評価項目：○○○○○
(3) 評価：○
(4) 根拠・指摘事項：○○○○○
* 該当箇所に対する意見：○○○○○○○○○○
* 根拠資料：○○○○○
* 意見の採否：採択／不採択
* 採否の理由：○○○○○○○○○○

異議申立関係文書の様式

**１．まえがき**

　本文書は、異議申立ならびに異議申立に対する裁決の様式について解説するものである。

　異議申立は、不認定という認証評価報告書(案)をうけとった専攻が、同文書において不認定とした基礎となっている事実誤認について異議を申し立てるものである。異議申立をうけた機構は、異議申立審査会を開催、その採否を審議し、採否の結果とその理由を異議申立に対する裁決として、専攻に通知し、公表する。

**２．異議申立の構成**

　異議申立は、以下の内容で構成される。

* 標題：認証評価報告書(案)に対する異議の申立
* 専攻名称：○○専攻
* 教育機関名称：○○大学大学院
* 提出日：○○年○○月○○日
* 該当箇所：　　　　(複数ある場合は、本項以下を繰返す。)
(1) 基準項目：基準○(○) ○○○○○
(2) 評価項目：○○○○○
(3) 評価：○
(4) 根拠・指摘事項：○○○○○
* 該当箇所に対する異議の内容：○○○○○○○○○○
* 根拠資料：○○○○○

**３．異議申立に対する裁決の構成**

　異議申立に対する裁決は、以下の内容で構成される。異議申立に対する裁決(案)の内容は、同裁決に準拠する。

* 標題：異議申立に対する裁決
* 該当箇所：　　　　(複数ある場合は、本項以下を繰返す。)
(1) 基準項目：基準○(○) ○○○○○
(2) 評価項目：○○○○○
(3) 評価：○
(4) 根拠・指摘事項：○○○○○
* 該当箇所に対する異議の内容：○○○○○○○○○○
* 根拠資料：○○○○○
* 異議の採否：採択／不採択
* 採否の理由：○○○○○○○○○○

重要な変更届け関係の様式

**１．まえがき**

　本文書は、認証評価の認証有効期間中の専攻において、教育課程や教育組織等、認証評価基準に関係するものに、重要な変更があった場合に提出する様式について解説するものである。

　重要な変更があった専攻は、その変更に関する事項について、書面をもって機構に届け出なければならない。この届出があったとき、認証評価委員会は、当該専攻の意見を聴取した上で、認証評価報告書に当該事項を付記する等の措置を講じる。

重要な変更届けに関する詳細は、第２部「認証評価の手順と方法」のうち「２．６　認証評価の有効期間と専攻の責任」を参照のこと。

**２．変更届けの構成**

　変更届けは、以下の内容で構成される。

* 標題：専攻の重要な変更の届け
* 専攻名称：○○専攻
* 教育機関名称：○○大学大学院
* 提出日：○○年○○月○○日
* 変更内容：
(1) 変更(予定)日：○○年○○月○○日
(2) 変更された専攻の最初の修了生が修了する年・月：○○年○○月
(3) 変更内容：○○○○○
(4) 変更理由：○○○○○
(5) 変更前後で専攻が実質的に同等とみなせる理由：○○○○○
* 添付資料：上記理由説明のための根拠資料を添付

改善報告書関係文書の様式

**１．まえがき**

　本文書は、改善報告書ならびに改善報告書検討結果(案)、改善報告書検討結果の様式について解説するものである。

　改善報告書は、認証評価において適合とされた専攻が、認証評価報告書において、「C（懸念）」「W（弱点）」の指摘をうけた基準項目に関して、改善を行なったことを報告する文書である。

認証評価委員会は改善報告書を検討、審議し、改善報告書検討結果を決定する。認証評価委員会は改善報告書検討結果の決定後、速やかにこれを当該専攻に通知し、公表する。

**２．改善報告書の作成と構成**

　改善報告書は、自己評価書に準じた形式で、「C（懸念）」「W（弱点）」の指摘をうけた基準項目について、自己点検・自己評価を行なう。

　改善報告書は、自己評価書と同様に、本文編と引用・裏付資料編で構成する。また、両編とも、自己評価書と同様に、専攻情報、専攻概要、自己評価から構成される。自己評価書との違いは、次のとおりである。

* 専攻情報のうち、専攻関係数値データは必要ない。
* 専攻情報のうち、専攻関係基礎データについては、自己評価において、引用・裏付資料として使用される部分のみ記載すればよい。
* 専攻概要に、自己評価書と同様の内容に加え、改善の経緯についての説明を加える。
* 自己評価では、「C（懸念）」「W（弱点）」の指摘をうけた基準項目について、改善を行なった状況・結果を説明し、引用・裏付資料を添付する。

**３．改善報告書検討結果・同(案)の作成と構成**

　改善報告書検討結果と同(案)は、同じ形式をもち、認証評価報告書に準じた形式で、「C（懸念）」「W（弱点）」の指摘をうけた基準項目について、「評価項目×評価×根拠・指摘事項」の形式で評価を行なう。

　改善報告書検討結果は、認証評価報告書と同様に、一部表計算ソフト文書を用いて作成される。その構成と認証評価報告書との相違点は、次のとおりである。

* 改善報告書検討結果に関する基本情報
認証評価報告書の認証評価結果に関する基本情報と同様に、(1)標題、(2)専攻名、(3)教育機関名、(4)学位名、(5)提出日、からなる。
* 改善報告の検討結果
改善報告の検討結果には、(1)検討結果の可否、(2)可否の判断根拠、(3)「評価項目×評価×根拠・指摘事項」に表わしにくい全般的な長所・問題点・コメント、を含める。
* 検討結果と指摘事項
「評価項目×評価×根拠・指摘事項」からなる表のうち、改善の対象となる基準項目に関係する項目にのみ評価がつけられ、その他は「－(該当なし)」とする。